

令和8年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件 名	頁
1	第42号議案	吉川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	1
2	第43号議案	吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例	3
3	第44号議案	吉川市職員定数条例の一部を改正する条例	4
4	第45号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	6
5	第46号議案	市道の路線廃止及び認定について	8
6	第47号議案	教育委員会委員の任命について	10
7	第48号議案	令和7年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	12
8	第49号議案	令和7年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	13
9	第50号議案	令和7年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	14
10	第51号議案	令和7年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	15
11	第52号議案	令和7年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
12	第53号議案	令和7年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	17
13	第54号議案	令和7年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	18
14	第55号議案	令和7年度吉川市農業集落排水事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について	19
15	第56号議案	令和8年度吉川市一般会計補正予算（第2号）	—
16	第57号議案	令和8年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—
17	第58号議案	令和8年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—
18	第59号議案	令和8年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	—
19	第60号議案	令和8年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	—

20	第61号議案	令和 8 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	—
21	第62号議案	令和 8 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	—
22	第63号議案	令和 8 年度吉川市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	—

第４２号議案

吉川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

吉川市認可地縁団体印鑑条例（平成６年吉川町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（登録資格） 第２条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （１）略 （２）地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項第６号</u>の職務代行者 （３）～（５）略 （登録申請） 第３条 略 ２ 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、吉川市印鑑条例（昭和５８年吉川町条例第８号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、吉川市印鑑条例<u>第２条第１項</u>の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等	（登録資格） 第２条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （１）略 （２）地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１９条第１項第１号</u>への職務代行者 （３）～（５）略 （登録申請） 第３条 略 ２ 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、吉川市印鑑条例（昭和５８年吉川町条例第８号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、吉川市印鑑条例<u>第２条第１項各号</u>の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表

の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (印鑑の登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項の規定に基づき作成された</u>台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2～4 略	者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (印鑑の登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項の</u>台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2～4 略
--	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第43号議案

吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

吉川市立学校設置条例（昭和47年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前														
別表第1（第2条関係） 小学校	別表第1（第2条関係） 小学校														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>吉川市立吉川小学校</td><td>吉川市大字平沼73番地</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	吉川市立吉川小学校	吉川市大字平沼73番地	略		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>吉川市立旭小学校</td><td>吉川市大字南広島1, 940番地</td></tr><tr><td>吉川市立吉川小学校</td><td>吉川市大字平沼73番地</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	吉川市立旭小学校	吉川市大字南広島1, 940番地	吉川市立吉川小学校	吉川市大字平沼73番地	略	
名称	位置														
吉川市立吉川小学校	吉川市大字平沼73番地														
略															
名称	位置														
吉川市立旭小学校	吉川市大字南広島1, 940番地														
吉川市立吉川小学校	吉川市大字平沼73番地														
略															

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

旭小学校の児童数の減少を踏まえ、将来にわたり良好な教育環境を確保する観点から、旭小学校を関小学校に統合したいので、この案を提出するものである。

第44号議案

吉川市職員定数条例の一部を改正する条例

吉川市職員定数条例（昭和43年吉川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
（職員の定数） 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （1）議会 <u>6人</u> （2）市長 <u>399人</u> （3）吉川市選挙管理委員会 <u>3人</u> （4）吉川市監査委員 <u>3人</u> （5）吉川市公平委員会 <u>3人</u> <u>（6）吉川市固定資産評価審査委員会 3人</u> <u>（7）略</u> <u>（8）略</u> <u>（9）企業職員 16人</u> 2 略	（職員の定数） 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （1）議会 <u>5人</u> （2）市長 <u>379人</u> （3）吉川市選挙管理委員会 <u>2人</u> （4）吉川市監査委員 <u>2人</u> （5）吉川市公平委員会 <u>2人</u> <u>（6）略</u> <u>（7）略</u> <u>（8）企業職員 14人</u> 2 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

今後の人口の推移等を踏まえ、職員定数を見直したいので、この案を提出するものである。

第４５号議案

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年吉川町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（病気休暇） 第１３条 略 ２ 任命権者は、職員が次により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 （１）公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（<u>地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項に規定する通勤をいう。</u>）による負傷若しくは疾病の場合 その療養に必要な期間 （２）及び（３） 略 （特別休暇） 第１４条 略 ２ 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。	（病気休暇） 第１３条 略 ２ 任命権者は、職員が次により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 （１）公務上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間 （２）及び（３） 略 （特別休暇） 第１４条 略 ２ 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他<u>官公署</u>へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3)～(20) 略	(1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他<u>公署</u>へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3)～(20) 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国家公務員の休暇制度を踏まえ、官公署出頭休暇の対象範囲を拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第46号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路 線 名	起 点	終 点
2-115	大字木売字井堀向道下418番1地先	大字道庭字堤外466番1地先
2-117	大字中曽根字九反1203番地先	大字中曽根字川戸沼1176番地先
2-223	大字中曽根字川戸沼1176番4地先	大字高久字小帳919番地先
2-360	大字中曽根字九反1380番地先	大字中曽根字九反1362番地先
2-651	大字中曽根字八幡1058番地先	大字中曽根字八幡917番5地先
2-1131	大字道庭字堤外463番2地先	大字道庭字堤外463番2地先
2-1132	大字道庭字堤外531番地先	大字道庭字堤外565番地先
2-1137	大字高久字小帳1043番地先	大字中曽根字八幡976番地先

2 路線認定

路 線 名	起 点	終 点
2-115	大字木売字井堀向道下418番1地先	大字高富字道免627番4地先
2-117	大字中曽根字川戸沼1229番3地先	大字中曽根字九反1182番3地先
2-223	大字高久字小帳917番地先	大字道庭字堤外463番18地先
2-1131	大字道庭字堤外521番地先	大字道庭字堤外463番2地先
2-1132	大字道庭字堤外564番2地先	大字道庭字堤外565番地先
2-1137	大字高久字小帳1042番1地先	大字中曽根字八幡1049番4地先
2-1846	大字中曽根字九反917番1地先	大字中曽根字九反917番1地先

2-1847	大字中曽根字九反1203番2地先	大字高久字小帳856番地先
2-1848	大字中曽根字九反1380番1地先	大字中曽根字九反1359番地先
2-1849	大字中曽根字九反1271番2地先	大字高久字小帳839番地先
2-1850	大字中曽根字九反1244番地先	大字中曽根字九反1245番地先
2-1851	大字中曽根字九反1293番3地先	大字中曽根字九反1298番地先
2-1852	大字道庭字堤外463番19地先	大字道庭字堤外466番8地先
2-1853	大字高久字小帳860番4地先	大字高久字小帳827番地先
2-1854	大字道庭字堤外515番1地先	大字道庭字堤外518番地先
2-1855	大字道庭字堤外527番1地先	大字道庭字堤外521番地先

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業に伴い、新設道路の路線認定をするとともに、既設市道の路線廃止及び路線認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第47号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 岡田早代子

生年月日 ○○○○○○○○

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の岡田早代子氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、再度任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 岡田早代子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 5 年 4 月から

○○○○○○○○

平成 7 年 5 月まで

平成 10 年 4 月から

○○○○○○○○

平成 13 年 6 月まで

平成 13 年 7 月から

○○○○○○○○

平成 21 年 5 月まで

平成 28 年 4 月から

○○○○○○○○

現在に至る

平成 29 年 4 月から

吉川市立美南小学校あおぞら相談員

平成 31 年 3 月まで

平成 29 年 5 月から

吉川市立三輪野江小学校 P T A 会長

令和 2 年 5 月まで

令和 3 年 5 月から

吉川市立三輪野江小学校 P T A 顧問

令和 5 年 5 月まで

令和 4 年 10 月から

吉川市教育委員会委員

現在に至る

第48号議案

令和7年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第49号議案

令和7年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第50号議案

令和7年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第 5 1 号議案

令和 7 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

吉川市長 中原恵人

第 5 2 号議案

令和 7 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

吉川市長 中原恵人

第 5 3 号議案

令和 7 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度に生じた利益について令和 7 年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

吉川市長 中原恵人

第 5 4 号議案

令和 7 年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

吉川市長 中原恵人

第 5 5 号議案

令和 7 年度吉川市農業集落排水事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 4 項の規定により、資本金の
額について令和 7 年度吉川市農業集落排水事業欠損金処理計算書（案）のとおり減少する
ことについて議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度吉川市農業集落
排水事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

吉川市長 中原恵人